

徳島県公金管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 徳島県の公金運用に関する基本的方針等について協議等を行うため、徳島県公金管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 公金運用に関する基本的方針に関すること。
- (2) 公金保全のために必要な措置方針に関すること。
- (3) 金融機関の経営状況等の把握に関すること。
- (4) その他委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、出納局に関する事務を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画総務部長及び会計管理者をもって充てる。
- 4 委員は、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員会の開催等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の所掌事務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在又は事故ある時は、その職務を代理する。

(幹事会等)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長が必要と認める事項について調査検討を行う。
- 3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。
- 4 会長は、出納局副局長をもって充て、幹事は、別記2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、第2項に規定する調査検討を行うため、委員長の承認を得て、部会を設置することができる。

(幹事会の開催)

第6条 幹事会は、会長が招集する。

(構成員以外の者の会議への出席)

第7条 委員会、幹事会又は部会には、必要に応じ関係者の出席を要請し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会、幹事会及び部会の事務局は、会計課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 5 月 18 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記 2 の改正規定については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1

危機管理部副部長、企画総務部副部長、観光スポーツ文化部副部長、生活環境部副部長、こども未来部副部長、保健福祉部副部長、経済産業部副部長、農林水産部副部長、県土整備部副部長、企業局副局長、病院局副局長、教育委員会副教育長

別記 2

財政課長、企業支援課長、各部主管課長、企業局経営企画課長、病院局経営改革課長、教育委員会教育政策課長